

厚生労働省和歌山労働局発表 平成 28 年 3 月 1 日

厚生労働省和歌山労働局 労働基準部監督課 監督課長 吉見 友弘 監察監督官 福田 真二 電 話 073 (488) 1150 FAX 073 (475) 0113

平成 27 年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果

~ 重点監督を実施した事業場の約半数で違法な残業を摘発~

和歌山労働局(局長 中原正裕)では、このたび、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたので、お知らせします。

今回の重点監督は、全国的な取組として、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施したものです。

【重点監督の結果のポイント】

(1)重点監督の実施事業場:

41 事業場

このうち、34事業場(全体の82.9%)で労働基準関係法令違反あり。

(2) 主な違反内容[(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

20 事業場(48.8%)

うち、時間外労働 1の実績が最も長い労働者の時間数が

月 100 時間を超えるもの : 11 事業場(26.8%) うち月 150 時間を超えるもの: 7 事業場(17.1%) うち月 200 時間を超えるもの: 4 事業場(9.8%)

賃金不払残業があったもの:

10 事業場(24.4%)

(3)主な健康障害防止に係る指導の状況[(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

過重労働による健康障害防止措置が

違法な時間外労働があったもの:

不十分なため改善を指導したもの:

19 事業場(46.3%)

うち、時間外労働を月80時間 2以内に削減するよう指導したもの:14事業場(34.1%)

労働時間の把握方法が不適正なため

指導したもの:

12 事業場(29.3%)

- 1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。
- 2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

是正・改善指導の対象となった主な内容

- 【事例1】 時間外労働・休日労働に関する協定(いわゆる「36協定」)で締結された限度を超えて、最も長い労働者で月200時間超の違法な時間外労働を行わせており、かつ、時間外労働時間数から一定時間を控除して割増賃金の支払いを行っていたもの。(製造業)
- 【事例2】 36協定で締結された限度を超えて、最も長い労働者で月100時間超の違法な時間外労働を行わせており、かつ、衛生委員会を設置せず過重労働による健康障害防止対策について調査審議していなかったもの。(製造業)
- 【事例3】 36協定を締結せずに、最も長い労働者で月45時間を超える違法な時間外労働を行わせており、かつ、割増賃金を適正に支払っていなかったもの。(警備業)
- 【事例4】 宿直を行う労働者に対して、時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金を適正に支払っていなかったもの。(保健衛生業)
- 【事例5】 業務の一環として時間外に必ず実施されるミーティングの時間に対して、割増賃金を 支払っておらず、36協定も届出されていなかったもの。(保健衛生業)

今回の重点監督で違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正・改善に向けた指導を行いました。和歌山労働局及び各労働基準監督署では、適正な36協定の届出を確認する、労働時間の把握状況を一定期間確認する、未払いの割増賃金の支払い状況を確認する等により、是正・改善状況を確認するとともに、是正に応じない場合には送検も視野に入れて対応するなど、引き続き監督指導を徹底してまいります。

人口が減少し、働き手が減っている状況の中で、将来を担う人材を一人でも 多く確保・定着させ、地域と企業の活力を高めていくためには、過重労働の解 消を始めとする「働き方改革」を進めることが重要な課題となっています。和 歌山労働局では、今後も、過重労働対策を重点課題として監督指導を実施する とともに、より魅力的で活力のある和歌山を目指して、県内企業に対して「働 き方改革」に関する意識啓発や働きかけを進めてまいります。

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

重点監督実施状況

平成 27 年度過重労働解消キャンペーン(平成 27 年 11 月)の間に、41 事業場に対し重点監督を実施し、34 事業場(全体の 82.9%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが 20 事業場、賃金不払残業があったものが 10 事業場であった。

表 1 重点監督実施件数等

	· 化 · 生总量关地计数分								
事項 業種				主な違反事項					
		重点監督実施 事業場数	労働基準関係法令違 反があった事業場数 (注1)	労働時間 (注2)	賃金不払残業 (注3)				
	合計	41 (100.0%)	34 (82.9%)	20 (48.8%)	10 (24.4)				
	製造業	15 (36.6%)	13 (38.2%)	10	6				
	建設業	1 (2.4%)	1 (2.9%)	1	0				
<u>+</u>	運輸交通業	5 (12.2%)	3 (8.8%)	1	1				
主な業種	商業	5 (12.2%)	4 (11.8%)	1	0				
種	保健衛生業	11 (26.8%)	11 (32.4%)	5	1				
	接客娯楽業	1 (2.4%)	0 (0%)	0	0				
	その他の事業 3 (7.3%)		2 (5.9%)	2	2				

- (注1)主な業種別の括弧内は、34事業場を100.0%とした場合の割合である。
- (注2)労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を 行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。
- (注3)労働基準法第37条(割増賃金)違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

表 2 事業場の規模別の重点監督実施件数

以上 3·从 3·0 / 6 / 7 / 3·0 / 6 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7									
事業場の規模別の重点監督実施件数									
合計	合計 1~9人 10~29人 30人~49人 50人~99人 100人~299人 300人以上								
41	8 (19.5%)	12 (29.3%)	4 (9.8%)	9 (22.0%)	8 (19.5%)	0 (0%)			

表3 企業規模別で見た場合の重点監督実施件数

た。 正永が次のである 三州									
企業規模別で見た場合の重点監督実施件数									
合計	合計 1~9人 10~29人 30人~49人 50人~99人 100人~299人 300人以上								
41	5 (12.2%)	7 (17.1%)	2 (4.9%)	10 (24.4%)	5 (12.2%)	12 (29.3%)			

2 健康障害防止に係る指導状況(指導票を交付したもの)

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち 19 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

		指導事項(注1)				
指導事業場数	面接指導等の 実施(注2)	衛生委員会等に おける調査審議 の実施(注3)	月 45 時間以内へ の削減(注 4)	月 80 時間以内へ の削減 (注 5)	面接指導等が実施 できる仕組みの 整備等 (注 6)	
19	3	10	5	14	1	

- (注1)指導事項は、重複があり得る。
- (注2) 2ないし6月で平均80時間を超える時間外労働を行っている労働者又は1月100時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3)「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、 常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、 常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4)時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、 講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。
- (注5)時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した事業場数を計上している。
- (注6)医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち 12 事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表 5 重点監督における労働時間適正把握に係る指導状況

	指導事業場数	指導事項(注1)							
		始業・終業時	自己申告制による場合			管理者の責	労使協議組織		
指導事		刻の確認・記録(基準2 (1))(注2)	自己申告制の 説明(基準2 (3)ア)(注2)	実態調査の実 施(基準2(3) イ)(注2)	適正な申告の阻 害要因の排除 (基準2(3)ウ) (注2)	務(基準2 (5)) (注2)	の活用(基準 2(6)) (注2)		
1	12	11	0	1	0	0	0		

- (注1)指導事項は、重複があり得る。
- (注2)各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」 のどの項目に基づくものであるかを示している。

3 重点監督において把握した実態

時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった 20 事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、11 事業場で 1 か月 100 時間を、7 事業場で 1 か月 150 時間を、4 事業場で 1 か月 200 時間を超えていた。

表 6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

1 月当たり 45 時間以下	1 月当たり 45 時間超 80 時間以下	1月当たり 80時間超 100時間以下	1月当たり 100時間超 150時間以下	1月当たり 150時間超 200時間以下	1月当たり 200 時間超
7	2	0	4	3	4

労働基準監督官の主な仕事

臨検監督

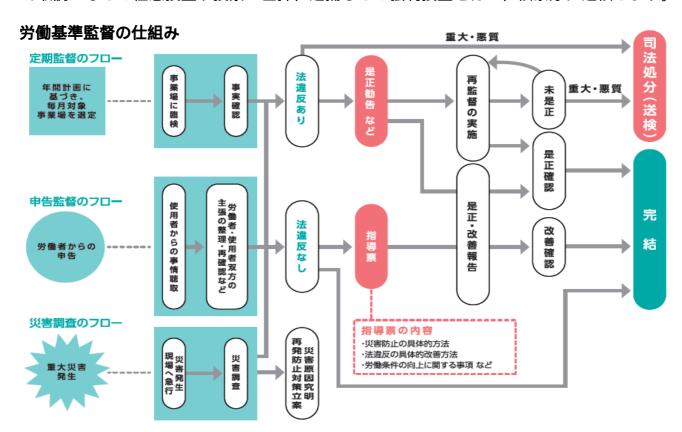
労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的にあるいは働く人からの申告・ 相談などを契機として、工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係 労働者の労働条件について調査を行います。

法律違反が認められた場合には事業主などに対し、その改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

司法警察事務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられています。

事業主などがこれらの法律に違反し、度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など 重大または悪質な事案について、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員とし て取調べなどの任意捜査や捜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。



平成28年度労働基準監督官採用試験2016

